

# 告 示

## 埼玉県告示第七百十九号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

|        |            |          |             |        |
|--------|------------|----------|-------------|--------|
| 飯能市    | 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の調査を行った地区 | 年月日    |
| 平成二十七年 | 平成二十六年     | 地籍簿      | 四十二枚        | 五月二十三日 |
|        |            | 一冊       | 双柳第五（双柳の一部） |        |